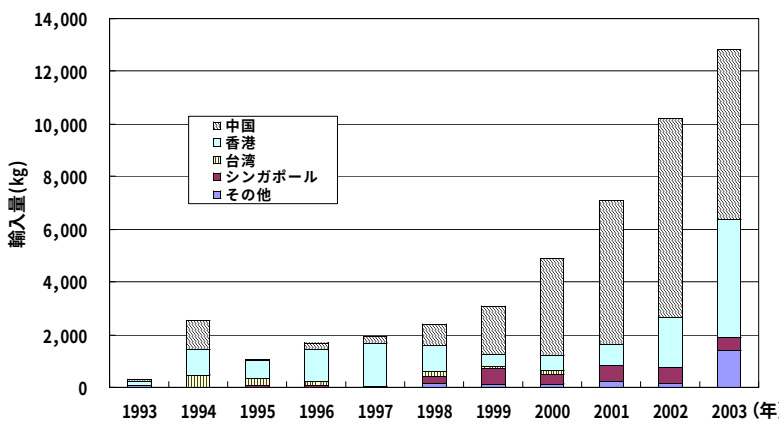


規制影響分析評価書

規制の名称	水産動物の輸入防疫（対象水産動物の拡大）																																																																																				
担当部局	消費・安全局総務課																																																																																				
評価実施時期	平成17年4月																																																																																				
規制の内容・目的	【内容】 輸入に際して農林水産大臣の許可が必要となる水産動物等の範囲について、用途や成長段階による限定をなくし、輸入防疫対象疾病（注）にかかるおそれのある水産動物であって農林水産省令で定めるもの及びその容器包装とすることとする。（注）コイヘルペスウイルス病、コイ春ウイルス血症等を農林水産省令で指定 【新設・改正の目的】 現行水産資源保護法上、輸入許可の対象となっていない観賞用の水産動物等の輸入によって輸入防疫対象疾病が侵入するリスクを低減させる。 【新設・改正の必要性】 平成8年の水産動物の輸入防疫制度の創設当初は、水産動物の種苗以外のものから伝染性疾病的病原体が侵入するリスクは低いと見られてきたが、近年、国際化の進展等に伴い、観賞用の水産動物等、種苗以外の水産動物から伝染性疾病的病原体が侵入するリスクが高まりつつあるため、水産動物の種苗に限らず、幅広く水産動物を輸入許可制の対象とする必要がある。（参考）観賞用のコイ及びキンギョの輸入量の推移 <table><caption>観賞用のコイ及びキンギョの輸入量の推移 (推定値)</caption><thead><tr><th>年</th><th>中国</th><th>香港</th><th>台湾</th><th>シンガポール</th><th>その他</th><th>合計 (kg)</th></tr></thead><tbody><tr><td>1993</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>1994</td><td>0</td><td>0</td><td>1,500</td><td>0</td><td>0</td><td>1,500</td></tr><tr><td>1995</td><td>0</td><td>0</td><td>1,000</td><td>0</td><td>0</td><td>1,000</td></tr><tr><td>1996</td><td>0</td><td>0</td><td>1,500</td><td>0</td><td>0</td><td>1,500</td></tr><tr><td>1997</td><td>0</td><td>0</td><td>1,800</td><td>0</td><td>0</td><td>1,800</td></tr><tr><td>1998</td><td>0</td><td>0</td><td>1,500</td><td>0</td><td>0</td><td>1,500</td></tr><tr><td>1999</td><td>0</td><td>0</td><td>1,500</td><td>0</td><td>0</td><td>1,500</td></tr><tr><td>2000</td><td>4,000</td><td>0</td><td>500</td><td>0</td><td>0</td><td>4,500</td></tr><tr><td>2001</td><td>5,500</td><td>0</td><td>1,000</td><td>0</td><td>0</td><td>6,500</td></tr><tr><td>2002</td><td>7,500</td><td>0</td><td>2,000</td><td>0</td><td>0</td><td>9,500</td></tr><tr><td>2003</td><td>6,500</td><td>0</td><td>4,500</td><td>0</td><td>0</td><td>11,000</td></tr></tbody></table> 資料：財務省「貿易統計」	年	中国	香港	台湾	シンガポール	その他	合計 (kg)	1993	0	0	0	0	0	0	1994	0	0	1,500	0	0	1,500	1995	0	0	1,000	0	0	1,000	1996	0	0	1,500	0	0	1,500	1997	0	0	1,800	0	0	1,800	1998	0	0	1,500	0	0	1,500	1999	0	0	1,500	0	0	1,500	2000	4,000	0	500	0	0	4,500	2001	5,500	0	1,000	0	0	6,500	2002	7,500	0	2,000	0	0	9,500	2003	6,500	0	4,500	0	0	11,000
年	中国	香港	台湾	シンガポール	その他	合計 (kg)																																																																															
1993	0	0	0	0	0	0																																																																															
1994	0	0	1,500	0	0	1,500																																																																															
1995	0	0	1,000	0	0	1,000																																																																															
1996	0	0	1,500	0	0	1,500																																																																															
1997	0	0	1,800	0	0	1,800																																																																															
1998	0	0	1,500	0	0	1,500																																																																															
1999	0	0	1,500	0	0	1,500																																																																															
2000	4,000	0	500	0	0	4,500																																																																															
2001	5,500	0	1,000	0	0	6,500																																																																															
2002	7,500	0	2,000	0	0	9,500																																																																															
2003	6,500	0	4,500	0	0	11,000																																																																															

	【根拠条文】 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第13条の2
期待される効果	我が国の水産資源に影響を及ぼすおそれ大きい輸入防疫対象疾病の侵入リスクが低減する。
想定される負担	○ 規制の遵守に係る負担 今回の改正により輸入許可の対象となった種苗以外の水産動物を輸入する者は、輸入の際に、輸出国政府の発行する検査証明書を添付し、農林水産大臣に申請し、許可を受けなければならない負担が生じる。 なお、現行の水産動物の種苗の輸入許可の申請から許可までには、通常3日程度を要している。 ○ 行政の負担 輸入許可の対象に追加された水産動物の輸入許可に係る審査・許可業務
想定できる代替手段との比較考量	○ 現行の輸入防疫の対象範囲の維持 輸入防疫対象疾病にかかるおそれのある水産動物でありながら、現行制度の下では輸入許可の対象とされていない水産動物（例：観賞用のコイ、キンギョ）の輸入量が増加しつつあるところであり、現行制度のままでは、我が国にこれらの疾病の侵入を許すこととなりかねない。 仮に、そうした疾病が国内に侵入した場合、我が国の水産資源や、我が国の養殖業に甚大な被害を及ぼし得ることに加え、国及び都道府県は、持続的養殖生産確保法に基づくまん延防止措置の実施に伴う費用等を支出する必要性が生じる。 以上のことから、当該規制対象を拡大しないことにより生じ得る輸入防疫対象疾病の侵入という重大な社会的なコストと、当該規制対象を拡大することにより生じ得る負担とを比較すると、後者が小さなものにとどまると考えられる。
備 考	本措置は、国際獣疫事務局（OIE）の基準（水産動物衛生規約）に適合するものである。
レビューを行う時期	科学的知見の蓄積、疾病の発生状況、国際基準の動向等を踏まえ、随時見直しを行う。

規制影響分析評価書

規制の名称	水産動物の輸入防疫（追加的な管理措置の創設）
担当部局	消費・安全局総務課
評価実施時期	平成17年4月
規制の内容・目的	【内容】 輸出国の事情等からみて、輸出国の政府機関が発行する検査証明書のみによっては、輸入しようとする水産動物が輸入防疫対象疾病の病原体を広げるおそれがないとは認められない場合は、輸入後、一定期間、その水産動物を区分管理することを命ずることができることとする。また、当該命令を受けた者は、当該期間内に疾病にかかっていること等を発見したときは、農林水産大臣の行う検査を受けなければならないこととし、当該検査により輸入防疫対象疾病の発生が確認されたときには農林水産大臣は焼却等を命ずることができることとする。 【新設・改正の目的】 輸入水産動物の区分管理により、輸出国の検査により発見されなかった輸入防疫対象疾病の病原体の侵入・まん延のリスクを低減させる。 【新設・改正の必要性】 現行水産資源保護法においては、輸出国の検査証明書のみに基づき輸入許可を行うこととされている。しかしながら、水産動物の場合、個体ごとの検査は不可能であるため、輸出国の検査は、国際獣疫事務局（OIE）の基準に従って、一定の信頼度に基づくサンプル検査により行われており、輸出国における検査のみでは、輸入防疫対象疾病の侵入リスクを排除することができない。このため、輸出国の事情等により、輸出国の検査証明書のみでは病原体を広げるおそれがないとは認められない場合について、疾病の侵入を防止するための追加的な措置を講じる必要がある。 【根拠条文】 新設（水産資源保護法第13条の3、第13条の4）
期待される効果	我が国の水産資源に影響を及ぼすおそれ大きい輸入防疫

	対象疾病の侵入リスクが低減する。
想定される負担	○ 規制の遵守に係る負担 区分管理期間中の管理コスト（施設使用費、光熱費、餌代等）がかかることとなる。また、区分管理が可能な施設を有しない場合、所要の施設を備えるための負担が生じる。 区分管理期間中、輸入防疫対象疾病の感染が確認された場合、水産動物等の焼却、埋却等を行うための負担が生じる。 ○ 行政の負担 輸入防疫対象疾病の発生が確認されたとき、農林水産大臣が検査を行うことに伴うコストがかかることとなる。
想定できる代替手段との比較考量	○ 今回の追加的な管理措置の創設を行わないこと 現行制度を維持して、引き続き検査証明書に基づく許可のみとした場合、輸入量増加による侵入リスクの高まりに適切に対応することができないおそれ大きい。（英国で、輸出国の検査証明書が添付されたキンギョが、コイ春ウイルス血症（我が国でも輸出防疫対象疾病としている）にかかっていた例もある。） 仮に、輸入防疫対象疾病が国内に侵入した場合、我が国の水産資源や、我が国の養殖業に甚大な被害を及ぼし得ることに加え、国及び都道府県は、持続的養殖生産確保法に基づくまん延防止措置の実施に伴う費用等を支出する必要性が生じる。 以上のことから、当該規制の新設を行わないことにより生じ得る輸入防疫対象疾病の侵入という重大な社会的なコストと、当該規制の新設を行うことにより生じ得る負担とを比較すると、後者が小さなものととどまると考えられる。
備 考	本措置は、国際獣疫事務局（OIE）の基準（水産動物衛生規約）に適合するものである。
レビューを行う時期	科学的知見の蓄積、疾病の発生状況、国際基準の動向等を踏まえ、随時見直しを行う。

規制影響分析評価書

規制の名称	養殖水産動植物の国内防疫（特定疾病についての届出義務）
担当部局	消費・安全局総務課
評価実施時期	平成17年4月
規制の内容・目的	【内容】 養殖業者等は、自己の所有又は管理に係る養殖水産動植物が特定疾病^{（注）}にかかっていること等を発見したときは、都道府県知事にその旨を届け出ることとともに、当該届出を受けた都道府県知事は、検査を受けるべき旨を命ずることができることとする。 （注）コイヘルペスウイルス病、コイ春ウイルス血症等を農林水産省令で指定 【新設・改正の目的】 特定疾病のまん延防止措置の初動を迅速にするため、都道府県知事が特定疾病の発生状況を早期に把握できるようにする。 【新設・改正の必要性】 一昨年秋以降、コイヘルペスウイルス病が国内で発生した際の経緯から、都道府県による巡回や報告徴取のみによって、早期にその発生を把握することには限界があることが明らかとなったため、養殖業者等に届出を義務付け、特定疾病のまん延防止措置の初動の迅速化を確実にする必要がある。 【根拠条文】 新設（持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）第7条の2）
期待される効果	特定疾病の発生状況をより迅速に把握することが可能となり、被害が拡大する前の迅速なまん延防止措置が可能となる。
想定される負担	○ 行政の負担 養殖業者等から届出を受けた場合に、都道府県知事が検査を行う際のコストがかかることとなる。 ※ただし、 ① 従来から養殖業者等からの自発的な報告を受けた際には、都道府県は検査を実施していたこと、

	② 都道府県職員が養殖場を巡回し、必要に応じて検査を行ってきたこと 等から、今回の養殖法の改正による行政コストの大きな増減はないものと想定している。 ※規制の遵守に係る負担については、現在でも法律上の義務ではないものの、疾病発生時にはその旨を報告することを指導してきたところであり、大きな増減はないものと想定している。
想定できる代替手段との比較考量	○ 法律上の義務とはせず、指導等により対応すること これまでも、特定疾病が発生した場合等には、都道府県に届け出るべきことを指導してきたが、先般のコイヘルペスウイルス病の発生の際には、養殖業者等による自主的な届出が必ずしも徹底されないことが明らかとなったところである。また、都道府県知事による立入検査及び報告徴取のみによって域内の特定疾病の発生状況を逐一把握することは難しいことも明らかとなったところである。 したがって、現行制度と同様に、法律上の義務とはせず、指導等により対応することとした場合、万が一、新たな特定疾病が国内で発生したとしても、まん延防止措置が早期にとられない可能性があるため、これにより初動が遅れた場合は、国内の養殖業に大きなダメージを与えることとなり得ること、まん延防止措置に伴う損失補償等の支出が多額となること等が想定される。 以上のことから、当該規制を新設しないことにより生じ得る特定疾病のまん延という社会的なコストと、当該規制を新設することにより生じ得る負担と比較した場合、後者が小さなものにとどまると想定される。
備 考	家畜については、家畜伝染病予防法において届出義務が規定されている（第13条）。
レビューを行う時期	科学的知見の蓄積、疾病の発生状況、国際基準の動向等を踏まえ、随時見直しを行う。

規制影響分析評価書

規制の名称	養殖水産動植物の国内防疫（まん延防止措置の拡充）
担当部局	消費・安全局総務課
評価実施時期	平成17年4月
規制の内容・目的	【内容】 都道府県知事は、一定区域内において特定疾病にかかるおそれのある養殖水産動植物を所有し、又は管理する者に対し、当該養殖水産動植物の移動を制限し、又は禁止することを命ずることができることとする。 【新設・改正の目的】 特定疾病発生時の移動制限命令の対象を拡大することで、迅速かつ円滑なまん延防止措置の実施を図る。 【新設・改正の必要性】 一昨年コイヘルペスウイルス病が国内で発生した際には、移動制限の対象となり得る「特定疾病にかかり、又はかかっている疑いがある養殖水産動植物」に当たるかどうかの確認に時間を要したことが、十分な移動制限措置を講ずることができない事態を生じさせ、感染の拡大を許してしまった要因の一つとなったと考えられている。このため、移動制限の対象を拡充し、予防的な移動制限を可能とすることで、まん延防止措置が十分な効果を発揮できるようにする必要がある。 【根拠条文】 持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）第8条第1項第3号（号の追加）
期待される効果	特定疾病にかかっているか否かを判断するまでもなく予防的に養殖水産動植物の移動制限を命ずることで、感染の拡大の抑制が容易となり、まん延防止措置の効果を十分に発揮させることが可能となる。
想定される負担	○ 規制の遵守に係る負担 移動制限を命じられた養殖業者等は、一定期間養殖水産動植物の移動制限等を命じられている間は、販売等ができないため、その間の維持コスト（施設使用費、光熱費、餌代等）がかかることとなる。

	※ただし、検査の結果等に応じて、適宜、移動制限等を解除していくことを想定しているため、想定される負担は、必要最小限度のものと考えられる。
想定できる代替手段との比較考量	○ 移動制限命令の対象を拡充しないこと 現行制度における移動制限命令の対象では、万が一、新たな特定疾病が国内で発生したとしても、先般のコイヘルペスウイルス病の発生例と同様に、対象となるかどうかの確認に時間を要した場合、都道府県知事によるまん延防止措置の効果が十分に発揮されない可能性が否定できない。 先般のコイヘルペスウイルス病の発生時には、発生当初、養殖業者が自主的に移動制限を行うことを県が要請したが、徹底して実施させることは困難であり、移動制限の効果が十分に得られなかった。 したがって、現行制度のままで、移動制限措置による特定疾病のまん延が効果的に抑えられない可能性が否定できず、国内の養殖業に大きなダメージを与えることとなり得ること、また、まん延防止措置に伴う損失補償等の支出が多額となることが想定される。 以上のことから、当該規制を新設しないことにより生じ得る特定疾病のまん延という社会的なコストと、当該規制を新設することにより生じ得る負担と比較した場合、後者が小さなものととどまると想定される。
備 考	家畜については、家畜伝染病予防法において、一定区域内に所在する一定種類の家畜の移動を制限又は禁止できるとされている（第32条）。
レビューを行う時期	科学的知見の蓄積、疾病の発生状況、国際基準の動向等を踏まえ、随時見直しを行う。

規制影響分析評価書

規制の名称	養殖水産動植物の国内防疫（まん延防止措置の拡充）
担当部局	消費・安全局総務課
評価実施時期	平成17年4月
規制の内容・目的	【内容】 都道府県知事は、特定疾病のまん延を防止するため必要があるときは、養殖水産動植物の所有者等に対し、都道府県知事の行う検査、注射、薬浴又は投薬をうけるべき旨を命ずることができることとする。 【新設・改正の目的】 特定疾病に対して有効なワクチン等が開発された場合には、まん延を未然に防止するための有効な手段として、都道府県知事が注射等を命ずることができるようにする。 【新設・改正の必要性】 現在、コイヘルペスウイルス病等の特定疾病に対して有効なワクチンの研究及び開発が進められているところであり、これが実用化された場合には、ワクチン接種をまん延防止措置の一手段としてとることも可能とするため、ワクチンの接種等を命ずることができるようにしておく必要がある。 【根拠条文】 新設（持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）第9条の2）
期待される効果	特定疾病に対して有効なワクチン等が開発された場合、ワクチンの接種等を、既存の移動制限等のまん延防止措置と組み合わせて実施することで、まん延防止措置の効果を十分に発揮させることが可能となる。また、ワクチン接種の効果が発揮されれば、焼却等の処分対象となる養殖水産動植物を最小限に食い止め、疾病発生によって養殖業者等が受ける被害を抑えることが可能となる。
想定される負担	○ 規制の遵守に係る負担 ワクチン接種により、当該養殖水産動植物が疾病の耐性を持つようになり、経済的な価値が上がることも期待されるため、養殖業者にとっては、むしろメリットとなる側面を有す

	る措置であると考えている。 ○ 行政の負担 注射等を命令した際、その薬剤代等。
想定できる代替手段との比較考量	○ 注射等の命令の規定を新設しないこと 有効な特定疾病のワクチン等が開発されたとしても、ワクチン接種等を強制的に行うことができれば、所有者等の自発的な使用に任されざるを得ず、特定疾病のまん延防止を効果的に行うことができない可能性が否定できない。 特定疾病のまん延が効果的に抑えられない場合は、国内の養殖業に大きなダメージを与えることとなり得ること、また、まん延防止措置に伴う損失補償等の支出が多額となることが想定される。 以上のことから、当該規制を新設しないことにより生じ得る特定疾病のまん延という社会的なコストと、当該規制を新設することにより生じ得る負担と比較した場合、後者が小さなものにとどまると想定される。
備 考	家畜については、家畜伝染病予防法において注射等の命令が規定されている（第31条）。
レビューを行う時期	科学的知見の蓄積、疾病の発生状況、国際基準の動向等を踏まえ、随時見直しを行う。